

環境省告示第九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二及び第十二条の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物を次のように定め、平成十八年八月九日から適用する。

平成十八年七月二十六日

環境大臣 小池百合子

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するものをいう。）とする。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃石綿等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。次号において同じ。）

- 二 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿

をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）をいう。）